

産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱（改正案）（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法令等に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 環境部長 環境農政局環境部長をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p><u>(18) 移動式中間処理施設 産業廃棄物の処理施設であって、一つの土地に固定せず使用するものをいう。</u></p> <p>（所管区域等）</p> <p>第4条 前条第1項から第3項（最終処分場に係るものを除く。）に係る事務については、原則として、次表に掲げる区分により、環境部長又は所長（以下「処分権者」という。）が主管するものとす</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法令等に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（所管区域等）</p> <p>第4条 前条第1項から第3項（最終処分場に係るものを除く。）に係る事務については、原則として、次表に掲げる区分により、環境部長又は所長（以下「処分権者」という。）が主管するもの</p>

る。

第2項～第3項 (略)

4 県所管域に処理施設等を有する処理業者が、当該処理業者に係る事務を主管する処分権者（以下この条及び次条において「主管処分権者」という。）の所管区域外に設置する処理施設等（最終処分場を除く。）に係る次の事務については、当該処理施設等の所在地を所管する所長が行うものとし、当該所長はそれぞれの結果をとりまとめ、主管処分権者に通知するものとする。

(略)

第5条～第19条 (略)

(工事現場に設置する移動式中間処理施設に係る産業廃棄物処分業の許可事務等の特例)

第19条の2 工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより事業を行う処理業者（事業運営上の拠点の所在地が横浜市、川崎市又は神奈川県外に有する者）に係る次に掲げる事務については、第3条の規定にかかわらず、環境部長が行うものとする。

- (1) 事前相談を受け又は事前調整を行うこと
- (2) 処分業の許可及び届出
- (3) 処理施設等の設置許可、届出及び使用前検査
- (4) 処理施設等の竣工検査

2 工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより事業を行う処理業者に係る事務の処分権者は、第4条の規定にかかわらず、次表の区分とする。

<u>事業運営上の拠点の所在地が横浜市、川崎市又は神奈川県外に有する者</u>	<u>環境部長</u>
<u>事業運営上の拠点の所在地が上記</u>	<u>事業運営上の拠点の所在</u>

とする。

第2項～第3項 (略)

4 県所管域に処理施設等を有する処理業者が、当該処理業者に係る事務を主管する処分権者（以下、「主管処分権者」という。）の所管区域外に設置する処理施設等（最終処分場を除く。）に係る次の事務については、当該処理施設等の所在地を所管する所長が行うものとし、当該所長はそれぞれの結果をとりまとめ、主管処分権者に通知するものとする。

(略)

第5条～第19条 (略)

(新規)

以外の者

地を
所管する所長

3 前項の場合において、複数の事業運営上の拠点を2以上の所長の所管区域に有する（新たに設置しようとする場合を含む。）処理業者に係る事務については、当該事業運営上の拠点を所管する所長間で協議の上、当該処理業者に係る事務を主管する所長を定めるものとする。

4 環境部長又は所長（以下「環境部長等」という。）は、工事現場に設置する移動式中間処理施設について第11条第3項に規定する審査を行った場合、当該施設を用いて事業展開する区域のうち、所管外の区域を所管する所長に対して、当該審査結果を通知するものとする。

5 工事現場に設置する移動式中間処理施設においては、第8条及び第9条の規定は、適用しない。

6 工事現場に設置する移動式中間処理施設に係る事務においては、第2条第13号、同第15号、同第16号、第6条、第7条、第17条及び第19条第1項中の「所長」は「環境部長等」と読み替えるものとする。

7 事業計画者は、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項、第14条の5第1項、第15条第1項及び第15条の2の6に基づく申請に係る施設であって、工事現場に設置する移動式中間処理施設を許可の取得後県所管域内で初めて施設を稼働させる場合、あらかじめ施設の稼働期間及び稼働場所について、当該処理業者に係る事務を主管する環境部長等に報告するものとする。

第20条～附則 （略）

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

第20条～附則 （略）

（新規）